

受験番号	
------	--

### 産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の100題です。
- 2) 試験時間は60分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 31 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2022 年 11 月 26 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 専門的人材がない場合の化学物質の簡易的なリスク評価法として、コントロールバンディングがある。
2. 我が国における自殺者数は、令和元年以降減少している。
3. 自律神経や利尿などに影響のある薬剤は耐暑能に影響がある。
4. 環境省が嚴重警戒を呼びかけるのは、WBGT（湿球黒球温度、暑さ指数）が31℃を超えた場合である。
5. 事故・災害等の被害企業の対応（従業員の安全と健康確保、被害の修復、事業の継続・復旧）は、企業の社会的責任（CSR）と呼ばれる。
6. 全体換気を行う事で、有害物発散の場になるべく近いところで気中物質を吸引して作業者の呼吸域への拡散を防止する。
7. じん肺健康診断は、常時粉じん作業に従事する労働者でじん肺所見のない者については5年に1回実施する。
8. 分散型事業場における健康管理を実施するにあたり規定、基準、マニュアル等の作成による標準化が有効である。
9. 作業管理の段階には「リスク低減」「予防促進」「快適化」の3つの段階がある。
10. 高気圧作業は、作業環境に高圧空気を送り込む圧気工法と潜水がある。
11. 安全衛生のリスクアセスメントにおいて、ハザードとリスクは同義である。
12. 騒音性難聴は可逆性である。
13. 労働者の健康上の就業適性の考え方においては、健康障害による機能障害を過大評価してはならない。
14. 職場巡視の事前準備として、最新の作業環境測定結果や特殊健診結果を確認する。
15. レーザー光線使用作業に関する健康診断において、クラス1のレーザー機器を利用している場合、眼底検査を行うことが定められている。
16. 過重労働による脳・心臓疾患の認定は、発症前の1か月の勤務状況の評価に基づく。
17. 歯科医師による健康診断の実施義務が課された事業場でも、産業歯科医の選任義務はない。
18. 作業現場でどのように測定対象物質を捕集・定量するかを決めるプロセスをサンプリングという。
19. 特定化学物質障害予防規則における特別管理物質は第3類物質である。
20. 労災保険の二次健康診断の結果、聴取した医師の意見は健康診断個人票に記載しなければならない。
21. 石綿健康診断個人票は30年間保存しなければならない。
22. 農林畜水産業、鉱業、建設業、製造業等で選任するのは第2種衛生管理者である。
23. 化学物質等の曝露レベルの推定には、取扱い量、揮発性・飛散性、換気、修正の各ポイントの総和を算定する定性評価法を用いる方法がある。

24. 国際がん研究機関（IARC）の化学物質の発がん性評価において、ヒトに対して発がん性を示す物質はグループ 1 に分類される。
25. 作業場で鉛を使用している場合、当該作業場での喫煙は禁止すべきだが、飲食を禁止する必要はない。
26. マラリアは流行地への短期渡航（6 か月以下）であれば抗マラリア薬の予防内服が有効である。
27. 産業医の勧告が、事業者の利益に合致しない場合には、解任で対抗することがある。
28. 法定休日は原則 1 週間に 1 日だが、4 週間で 4 日以上が付与も認められている。
29. 事業者は労働者の労働時間の状況をタイムカードなどによる客観的な方法で把握しなければならないことが、労働安全衛生規則で定められている。
30. 有害物質による職業性疾病予防の責務は基本的に労働者にある。
31. 女性労働基準規則で指定された化学物質について、作業環境測定で第 3 管理区分と評価された屋内作業場での業務には、年齢に関わらず全ての女性労働者を就かせてはならない。
32. カドミウムばく露による健康影響指標として、尿中  $\beta_2$ -ミクログロブリン濃度の測定は有用である。
33. 防じんマスクの選択においては、区分と性能が最も重要なため、可能な限り高性能なマスクを選択することを積極的に勧めるのが良い。
34. 上肢障害による健康障害は自覚症状先行型である。
35. 労働者が業務上の事由による負傷・疾病により労働できないために賃金を受けない日が 4 日以上認められた場合、4 日目から 1 日につき給付基礎日額の 60% が支給される。
36. 胆管癌の原因物質である 1,2-ジクロロプロパンは、特定化学物質障害予防規則に定める特別管理物質である。
37. 派遣中の労働者について特殊健康診断を実施した場合、遅滞なくこれら健康診断の結果を記載した書面を派遣元に送付しなければならない。
38. 労働者災害補償保険の保険料は、事業主が全額負担し、労働者に負担義務はない。
39. 健康保持増進のためのスタッフには、産業医、運動指導担当者、運動実践担当者、産業保健指導担当者、心理相談担当者等が含まれる。
40. メンタルヘルスケアにおいて、「ラインによるケア」とは、事業場内の産業保健スタッフによる活動をいう。
41. 労働時間が 8 時間を超える場合は、少なくとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。
42. セクシャル・ハラスメントは、精神障害の労災認定において、業務による強い心理的負荷として認められうる出来事と規定されている。

43. 作業環境測定結果が良好でも生物学的モニタリング値が高い場合は、掃除や修理などの非定常作業による有害物の高濃度曝露の可能性を考える。
44. 東日本大震災による福島原発事故における除染作業において、内部被ばくのおそれのある場所での飲食や喫煙等は法令により禁止されている。
45. 労使間協定で時間外労働や休日を決め、所轄の労働局長に届け出た場合、その協定を36（さぶろく）協定という。
46. 50 人未満の事業所で健康診断結果の医師の意見聴取を地域産業保健センターに依頼した。
47. ベリリウムは、肺がん死亡との関連が認められることから、特定化学物質の第 1 類物質に指定されている。
48. 作業者が品質管理から製品の組み立てラインに配置転換となったが、入社後 5 年を経過していたため、法定の安全衛生教育を免除した。
49. 腸管出血性大腸菌感染症では、ヒト-ヒト感染は起こらない。
50. 労働施策総合推進法において、パワーハラスメントの定義の 1 つの要素として、職場において行われる優越的な関係性を背景とした言動がある。
51. 情報機器作業の配置前健康診断として、5 m 遠見視力、1 m 近見視力、屈折検査、眼位検査、近点距離を測定する。
52. 鉛ばく露による健康影響指標として、血清中 KL-6 濃度の測定は有用である。
53. 令和 3 年の労働安全衛生調査では、現在の仕事や職業生活において強いストレスとなっていると感じる事柄があると答えた労働者の割合は約 70%である。
54. 屋内で鉛を扱う作業場の作業環境測定記録の保存期間は 3 年である。
55. 雇入時の健康診断で、40 歳未満の対象者は血中脂質検査を省略できる。
56. 健康診断において全く異常所見を認めない労働者に対して、健康教育は不要である。
57. 令和 3 年の定期健康診断の有所見率は 50%を超えている。
58. 電動ファン付き呼吸用保護具と送気マスクのほとんどは、面体内が陰圧になるため、密着性の確認が必要となる。
59. メンタルヘルスの一次予防対策として、職場環境の改善や個人向けのストレス対策は有効であるが、管理監督者教育はあまり有効ではない。
60. わが国では冬期の屋外作業の多くは寒冷作業となりうる。
61. 有機溶剤中毒予防規則の規制対象になっていない有機溶剤は、有毒性が低いと判断してよい。
62. 派遣労働者に対する特殊健康診断の実施義務者は派遣元事業者である。
63. 労働衛生行政は厚生労働省労働基準局の安全衛生部が所掌しており、本省の指揮監督を受けて都道府県労働局、その傘下に労働基準監督署が設置されている。

64. 休憩時間や交替勤務制などに関する助言・指導は、労働衛生の 5 管理のうちの作業管理に含まれる。
65. 職場巡視後に明示する指導・勧告事項について、職場の対応を求める場合には期限を決める必要はない。
66. 個人ばく露測定は個人用保護具の有効性の程度や経皮吸収の程度も反映する。
67. 病原体によって汚染のおそれが著しい業務に従事する者は、特定業務従事者健康診断の対象者である。
68. 労働災害発生率は、小規模事業場の方が大規模事業場より低い。
69. 常時 50 人以上の労働者を使用する事業者は、ストレスチェックの結果を労働基準監督署に定期的に報告する義務がある。
70. 喫煙室や空気清浄機を用いる工学的な対策では受動喫煙を防止する事は出来ない。
71. 電気溶接では主に紫外線が発生し、眼障害が惹起される。
72. 有害金属粉塵を取り扱う作業場では、作業服と私服を同一のロッカーに保管するのが望ましい。
73. 酸素濃度 6% 以下の低酸素状態では 1 回の呼吸で死亡する事例がある。
74. A 型肝炎は感染症法の 4 類感染症であるが、ワクチンの 3 回接種により、ほぼ 100% の例で十分な抗体が獲得できる。
75. 林業では常時使用する労働者が 200 名の場合は、総括安全衛生管理者を選任しなくても良い。
76. 法定外の健康情報を事業者が取得・保管する場合は、安全配慮義務の履行のために利用する責任が生じる。
77. 職業性皮膚疾患で最も頻度が高いのは皮膚がんである。
78. カドミウム等を取り扱う業務における健康診断では、一次健診項目として門歯又は犬歯の検査が含まれる。
79. 短時間労働者において 1 週間の労働時間が同種の通常労働者の 1 週間の所定労働時間の 3 分の 2 以上であれば健康診断の実施義務がある。
80. 産業医に選任された場合、14 日以内に本人が所轄の労働基準監督署に届け出をしなければならない。
81. 石綿肺では、胸部レントゲン上、両側下肺野を中心に不整形陰影を呈する。
82. マンガンばく露による業務上疾病の一つとして、振せん等の神経障害がある。
83. 長時間労働者への医師の面接指導に該当するのは、1 週間当たり 40 時間を超える労働時間が 1 月あたり 100 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる労働者である。
84. 仕事に関連するストレスが増大している労働者では、疾患を発症していなくても、上司や人事担当者との連絡調整を行うことが望ましい。
85. 振動障害では、末梢循環障害、末梢神経障害、運動器障害が生じる。

86. 事業場における労働者の健康保持増進のための指針（厚生労働省、令和3年改正）における具体的措置のうち、口腔保健指導は範囲外である。
87. 騒音の測定では、騒音計を床から1.2～1.5 mの高さにして測定する。
88. 事業者には、3か月以上海外に派遣される労働者について、労働安全衛生規則により派遣前後の健康診断の実施が義務付けられている。
89. じん肺健康診断での管理2,3の該当者は、肺がんに関する検査として毎年らせんCT検査を受けなければならない。
90. HIV感染者は、「免疫機能障害者」として障害者雇用率制度等の対象となっている。
91. 作業環境測定で第2管理区分であった作業場は、直ちに有害物の濃度管理の改善や保護具使用などの措置を取らなければならない。
92. 振動障害対策として、振動工具の振動値を2軸で評価し、日振動ばく露限界値を超えないように使用時間を短くする対策が必要である。
93. 作業環境測定のA測定では、無作為に選択した複数の測定点で作業場全般の気中有害物質濃度を測定する。
94. 「こころの耳」とは、労働者のメンタルヘルスのための、民間が開設したポータルサイトである。
95. 個人ばく露濃度測定では、作業員個別のばく露量が測定できるため、作業環境測定よりも精度の高い評価が可能である。
96. 常時50人未満の労働者を使用する事業場において、安全衛生委員会の設置義務はないが、30人以上なら安全衛生推進者の選任義務が生じる。
97. GHS標章に基づく化学物質の危険有害性を表す絵表示の枠の色は赤色である。
98. 産業医の職場巡視の頻度は、有害業務に従事する労働者の数によって定められている。
99. 労働者には一般定期健康診断の受診義務はない。
100. 事業者が衛生委員会を設置しなくても罰則の適用はない。